

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年四月三十日通商産業省告示第百七十号)

最終改正 経済産業省告示第百九十二号 (平成三十年九月二十八日)

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表(第一回)を行なう等の件)は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。

一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第1に掲げる自由化されていない品目(以下「非自由化品目」という。)及び同表の第2に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目(非自由化品目)

関税率表の 番号等	品目	備考
0301・99-2	生きているにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	○
03・02	生鮮の又は冷蔵したにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)並びにさんま(コロラビス属のもの)	○
03・03	冷凍したにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)並びにさんま(コロラビス属のもの)	○
03・04	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	○
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又は	○

	エングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)並びにそれらの魚種のフィッシュミール、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵並びに煮干し	
03・07	帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)	○
1212・21-1	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製した食用の海草で、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	○
1212・21-2	まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)	○
1212・21-3	その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばすじこんぶを除く。))のみに限る。)	○
2106 90-2-(2) -E	海草の調製食料品(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こんぶ属(あつばすじこんぶを除く。)、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。)	○

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制物質

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という。)附属書AのグループIに属する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。)、同議定書附属書AのグループIIに属する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。)、同議定書附属書Bに掲げる物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの及び試験研究又は分析に用いられるものを除く。)、同議定書附属書CのグループIに属する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。)、同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書CのグループIIIに属する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの、試験研究又は分析(大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究(当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの(試験研究施設の建物内において行うものに限る。))、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの(当該物質が破壊されるものに限る。))又は当該物質の毒性に関するものに限る。))に限る。)

に用いられるもの及び貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。)

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けなければならない場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
三の九の（１）に掲 げる国を除く国又 は地域		0106・12 0208・40 0210・92 1504・30 1521・90 16・01 1602・10 1602・20 1602・31 1602・39 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 23・09	鯨及びその調製品（本邦の区域に属さ ない海面を船積地域とするもの（外国 の港湾内で船積みされたものを除く。） 及び二の二の表の第2に掲げるものを 除く。以下同じ。）
三の九の（２）に掲 げる国又は地域を 除く国又は地域（当 該国又は地域を原 産地とする場合に 限る。）		0302・35 0302・91-2 0302・99-1 0302・ 99-2-(2) 0304・49-2 0304・59-2	くろまぐろ（大西洋又は地中海において 蓄養された生鮮又は冷蔵のトゥヌス・テ ィヌスに限る。）
三の九の（３）に掲 げる国又は地域を 除く国又は地域（当 該国又は地域を原 産地とする場合に 限る。）		0302・36 0302・91-2 0302・99-1 0302・ 99-2-(2) 0304・49-2 0304・59-2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみま ぐろに限る。）
中華人民共和国、北 朝鮮及び台湾		0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 0302・91 0302・99	さけ及びます並びにこれらの調製品

		0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 0303・91 0303・99 03・04 0305・10 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43 0305・49 0305・59 0305・69 0305・72 0305・79 1604・11 1604・19 1604・20	
本邦の区域に属さない海面（当該海面を船積地域とする場合に限る。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によって輸入される場合であって、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	1	0106・12 0208・40 0210・92 1504・30 1521・90 16・01 1602・10 1602・20 1602・31 1602・39 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 23・09	海棲哺乳動物及びその調製品（鰭脚下目を除く。）
	2	0208・40 0210・92 03・01 03・02 03・03 03・04 03・05 03・06 03・07 1504・10 1504・20	魚、甲殻類その他の水棲動物及びこれらの調製品

		15・06 16・04 16・05 2106・90 2301・20 23・09	
	3	05・04 05・06 05・07 05・08 0511・91 0511・99	動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）
	4	1212・21 1212・29 2106・90	海草及びその調製品
イラク		97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
北朝鮮			全貨物
エリトリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物
リビア			輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物
ソマリア		44・02	木炭
シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
	2	97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする場合に限る。）			全貨物

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モンリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

- 1 三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の九の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の九の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物
- 2 三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモンリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品
- 3 三の九の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1%以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）
- 4 三の九の(7)に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるとき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1

関税率表の番号等	品目	備考
26・12	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	
2844・10	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	○
2844・20	ウラン 235 を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	○
2844・30	ウラン 235 を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サ	○

	ーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	
2844・40	核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含む合金、ディスパー ション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	○
2844・50	使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)	
3002・30	口蹄疫ワクチン(治験用のものを除く。)	○
36・01	火薬	
36・02	爆薬	
36・03	導火線、導爆線、火管、イグナイター(次に掲げるものを除く。)及 び雷管 イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用 し電気により点火する構造のもの ロ 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示(平成二 十四年経済産業省告示第十四号)第一号の要件を満たす火工品 (イグナイターに限る。)	○
7102・10	ダイヤモンド(三の八の(7)の手続により輸入されるものを除く。)	
7102・21	ダイヤモンド(三の八の(7)の手続により輸入されるものを除く。)	
7102・31	ダイヤモンド(三の八の(7)の手続により輸入されるものを除く。)	
8109・90	ジルコニウムの管(原子炉本体を構成するために設計又は製造され たものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500 分の1未満のものに限る。)	○
8401・10	原子炉	
8401・30	核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)	
8401・40	原子炉の部分品	
84・11	軍用航空機用原動機(部分品を除く。)	○
8412・10	軍用航空機用原動機	○
8412・39	軍用航空機用原動機	○
8412・80	軍用航空機用原動機	○
87・10	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備 しているかないかを問わない。)及びその部分品	
88・02	軍用航空機(関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。)	○
89・06	軍艦	○
9030・10	電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限 る。)	○
9030・90	電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限 る。)の部分品及び附属品(核燃料物質を含むものに限る。)	○
93・01	軍用の武器	
93・02	けん銃	
93・03	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	その他の武器	
93・05	関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属 品(次に掲げるものを除く。) イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、 革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの ロ 三脚その他の特殊な支持具 ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの ホ 撃針を保護するための空撃ちケース	○

93-06	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）	○
93-07	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）	○

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

- 1 ワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等（同法第十四条第一項の認定を受けた者が、同法第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等を除く。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）
- 3 化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質
- 4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十四条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。）
- 5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

- 1 この公表において「関税率表」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の関税率表をいい、「関税率表の番号等」とは、関税率表の番号及び同表又は関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の品名欄に掲げる物品が、その欄において細分類されている場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号をいう。
- 2 非自由化品目、二の表の第1及び二の二の表の第1に掲げる貨物の範囲の決定は、関税率表の各号の規定の範囲内で、かつ、同表の各号及び部又は類の注の規定による。
- 3 非自由化品目及び二の二号承認を受けべき貨物について、一の表の第1及び二の二の表の第1の備考欄において○を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目及び二の二号承認を受けべき貨物であることを示す。
- 4 非自由化品目及び一の表の第2の貨物の輸入割当申請の期日、申請書の提出先、

添付書類その他必要な事項は、別に定めるところによる。

- 5 この表の第1及び第2並びに二の二の表の第1及び第2の承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は、別に定めるところによる。
- 6 (1) 治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。以下同じ。）を輸入しようとする者は、当該輸入に係る微生物性ワクチンが治験用であることについての農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- (2) 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第三条第二項の規定に基づき指定された特定外国文化財を輸入しようとする者は、当該輸入に係る文化財が同法第三条第一項の通知を外務大臣に対して行った国への返還を必要としないものであることについての文部科学大臣の確認を受けなければならない。
- (3) 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）第二条第四号に規定する被占領地域流出文化財を輸入しようとする者は、当該輸入に係る被占領地域流出文化財が、同法第四条第一項の要請に基づき、本邦において一時的に保管すべきものであることについての文部科学大臣の確認を受けなければならない。
- (4) まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- (5) 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- 7 (1) めろを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (2) 鯨及びその調製品を輸入しようとする者（令第四条第一項の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない者を除く。）は、当該輸入に係る鯨及びその調製品の原産地及び船積地域が9の(1)に掲げる国であることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (3) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けなければならないもの並びに7の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一	アルゼンチン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる	動物並びにその個体の一

	種（ジャガランディ、コロコロ、コドコド、ピューマ、クチビロカイマン、パラグアイカイマン、カニクイイヌ、パタゴニアスカンク、クビワペッカーリー及びクチジロペッカーリーに限る。）	部及び派生物
ボツワナ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
エジプト	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、エジプトトゲオアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
インド	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
イスラエル	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
ヨルダン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（クロサンゴ目、アオサンゴ科、イシサンゴ目及びクダサンゴ科に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
ナミビア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
パプアニューギニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ラン科に属するものに限る。）	植物並びにその個体の一部及び派生物
フィリピン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（動物界に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
南アフリカ共和国	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
タンザニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（キエリクロボタンインコに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
ジンバブエ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
二	削除	

(4) ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物(この表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動

物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の第2に基づき二号承認を受けべきもの及び7の(5)に基づき事前確認を受けべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

- (5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動植物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。以下同じ。）であって、二の表の第2に基づき二号承認を受けべきもの及び8の(4)のロに掲げる貨物以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (6) 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モンテリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、当該物質が当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (7) 試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書AのグループIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書CのグループIIIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）並びに同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、試験研究又は分析（同議定書附属書Eに掲げる物質にあつては、大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。）に用いられるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (8) 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるモンテリオール議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名

ロシア	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三 一六〇五・一〇	冷凍したかに その他のかに（冷凍したものに限る。） かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三―二	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又ははげがにに限る。） その他のかに（冷凍したもののうち、たらばがに、ずわいがに又ははげがにに限る。）

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに（関税率表第〇三〇六・一四号に掲げるもの）、その他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるもののうち、冷凍したものに限る。）及びかに調製品（関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）とする。

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) けしの実及び大麻の実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限る。）

(2) 9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であって、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(3)から(5)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(3)から(5)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国	当該動物又は植物の原産地に係る国	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する輸出許可書の原本

	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	再輸出証明書又は船積地域内で加工されたものであることを証する書面（以下「加工証明書」という。）の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国若しくは地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本
	9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域	原産地に係る国又は地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本

- (4) イ 種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の第2に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(3)から(5)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）
- ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の第2に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書
- (5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「障防法」という。）第二条第二項に定める放射性同位元素については、次のイ又はロに掲げる書類
- イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあつては、障防法第九条第一項に規定する許可証の写し
- ロ 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあつては、届出を行ったことを示す証明書
- (6) 生鮮若しくは冷蔵のくろまぐろ、みなみまぐろ又はめかじき（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、それぞれ、くろまぐろ漁獲証明書若しくはくろまぐろ再輸出証明書、みなみまぐろ漁獲証明書若しくはみなみまぐろ再輸出証明書又はめかじき統計証明書若しくはめかじき再輸出証明書
- (7) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一號及び第七一〇二・三一號に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき

船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

(8) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬（当該農薬が同法第二条第一項ただし書きに該当する場合を除く。）については、同法第二条第一項に規定する登録を受けたことを証する書類

(9) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域	貨物		提出書類
	関税率表の番号等	貨物名	
ロシア	〇三〇六・三三 〇三〇六・九三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに その他のかに（冷凍してないものに限る。）	ロシア政府が発給した証明書の原本
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又ははげがにに限る。）	原産地を証明する書類等

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（関税率表第〇三〇六・三三号に掲げるもの）並びにその他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるもののうち、冷凍してないものに限る。）とする。

9 (1) この表の第1の鯨及びその調製品の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、フィンランド、フランス（海外県ギアナを含む。）、ドイツ、グレナダ、インド、アイルランド、ケニア、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、オマーン、セントルシア、セントビンセント、セネガル、ソロモン、セント・キッツ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ

(2) この表の第1のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、

スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3) この表の第1のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、大韓民国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、台湾、英国

(4) この表の第2のワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、南スーダン、台湾、タークス・カイコス諸島

(5) この表の第2のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物

質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

- (6) この表の第2の化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エ

チオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(7) この表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

附 則（抄）

（平成十八年十月十三日告示第三百八号、平成二十九年四月十二日告示第九十七号）

この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の北朝鮮の項の規定は、平成三十一年四月十三日限り、その効力を失う。

（平成三十年三月六日告示第二十五号）

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の昭和四十一年通商産業省告示第百七十

号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）（3において「旧告示」という。）三の七の(2)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示の施行後は、この告示による改正後の昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）（3において「新告示」という。）三の六の(4)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。

- 3 この告示の施行前に旧告示三の七の(3)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示の施行後は、新告示三の六の(5)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。